

原子力災害時等におけるトラックによる物資等の輸送に関する運用細則

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書（以下「協定」という。）第13条に基づき、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定の運用に関する細則を締結する。

（趣旨）

第1条 この細則は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、同法施行令第1条に規定する放射性物質の大量の放出により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における協定の実施に関し必要な事項を定める。

（業務実施の基準）

第2条 甲は、原子力災害時等において、運転手等の業務に従事する者（以下「従事者」という。）が受ける線量の予測値が、平常時の一般公衆の線量限度である1ミリシーベルトを下回る場合に限り、協定第2条の規定により、乙に対して、協力の要請を行うものとし、その際、当該従事者に対し放射線防護措置を講じ、その安全に配慮するものとする。

（甲が実施する対策）

第3条 甲は、原子力災害時等における従事者の安全確保対策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）乙に無償貸与する防護服及び個人線量計等の放射線防護資機材の確保並びに当該放射線防護資機材の受渡しに係る体制の整備
- （2）乙、乙の会員及び従事者が輸送業務上連絡を取る通信手段の確保
- （3）国との連携による放射線及び放射線防護に関する研修の機会の提供
- （4）協定第2条の協力要請の際における輸送業務に必要な災害情報及び避難関連情報等の乙への迅速な提供

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）甲乙間の連絡体制の整備
- （2）トラックの円滑な誘導等の実施
- （3）業務に使用した車輛の放射能汚染検査及び簡易除染の実施
- （4）その他輸送業務の円滑な実施に必要な事項

3 前2項の対策の実施に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は甲に協力するものとする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項及びこの細則に関して生じた疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この細則は、締結の日からその効力を生じるものとする。

この細則の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月22日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾

乙 青森市大字荒川字品川111番3号

公益社団法人 青森県トラック協会
会 長 木村 英敬